

社会福祉法の改正案 ～ 評議員等の選任及び解任

社会福祉法の改正が今国会において予定されています。

これにより、社会福祉法人にはこれまで以上に公益性の高い事業運営が求められているために、法人のあり方を見直す必要があります。

社会福祉法人に対する期待の表れだと思います。

今シリーズは、改正法案の一部をご紹介します。

特徴的な変更内容は過去記事にまとめてありますから、そちらと併せてご覧ください。

社会福祉法人の制度改革はどうなる？

今シリーズ第1回は、機関の設置、評議員等の選任及び解任を取り上げます。

その前に、社会福祉法人を運営する際の基本理念として「第24条 経営の原則等」を押さえておいてください。

第24条（経営の原則等）

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、**無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供**するよう努めなければならない。

第36条（機関の設置）

- 1 社会福祉法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければならない。
- 2 社会福祉法人は、定款の定めによって、会計監査人を置くことができる。

第37条（会計監査人の設置義務）

- 1 **特定社会福祉法人**（その事業の規模が政令で定める基準を超える法人をいう。）（注1）は、会計監査人を置かなければならない。

第 38 条（社会福祉法人と評議員との関係）

社会福祉法人と評議員、役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

第 39 条（評議員の選任）

評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する。

第 40 条（評議員の資格等）

次に掲げる者は、評議員となることができない。

- ① 法人
- ② 成年被後見人又は被保佐人
- ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ⑤ 第 56 条第 8 項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

2 評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

3 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない。

4 評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

5 評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

第 43 条（役員等の選任）

役員及び会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。



第 44 条（役員資格等）

2 監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

3 理事は六人以上、監事は二人以上でなければならない。

4 理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。

- ① 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- ② 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
- ③ 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者
- ④

5 監事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。

- ① 社会福祉事業について識見を有する者
- ② 財務管理について識見を有する者
- ③

6 理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれることにはならない。

7 監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることにはならない。

第 45 条の 4（役員解任等）

役員が次のいずれか該当するときは、評議員会の決議によって、当該役員を解任することができる。

- ① 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- ② 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（注 1）

事業活動計算書におけるサービス活動収益が 10 億円超と予想されています。

評議員をどのようにして確保するか、頭の痛いところです。「外部者」から評議員を選ばなければならないからです。

役員及び会計監査人は、評議員会の決議によって選任されます。これだけ見ても、評議員の重要性がわかります。

また、理事の中にも「外部者」がいなければなりませんし、理事と評議員との兼職は禁止されています。

改正の根本思想は、**ガバナンスの強化**です。